



第45回

部落解放智頭町

研究集会を

開催しました

2月25日（日）午後1時から
総合センターを会場に第45回部
落解放智頭町研究集会が開催さ
れました。

近畿大学人権問題研究所の奥
田均教授を講師に招き「部落差
別解消推進法」が施行！「どん
な法律？なぜできたの？」と題
し講演をいただきました。

講演の内容

平成14年3月に地域の改善を
はかる事業に関し、係る経費を
国が助成することなどを定めた
法「地対財特法」が失効し、こ
のことに伴い部落問題は一部
の行政機関では解決したように扱
われてきました。

しかし、平成28年12月に国が、
現在もなお部落差別が現存する
ことを踏まえ、部落差別のない
社会を実現することを目的とし
て「部落差別解消推進法」が施
行されました。この法が制定さ
れた背景には、人権問題の多様
化、確信的な差別の湿在化（ヘ
イトスピーチ、全国部落調査復
刻出版事件）、日本政府に対
する国連人権関係委員会からの
再三の勧告などがあげられま
す。

また、平成28年には、障害者
差別解消推進法・ヘイトスピー
チ解消法も施行され、今後はL
GBT問題に関する法などが制
定される見込みです。

「部落差別解消推進法」には
5つの注目点があります。
①部落差別の存在を認知したこ
と。

②部落問題の解決を法律で明記
したこと。

③住民向けの部落問題であるこ
と。

④部落差別解消のための施策実
施を国および地方公共団体の
責務としたこと。

⑤人権教育への広がりには積極的
なところではあるが、他方で
部落問題抜きの人権教育の傾
向が進んでいることから、あ
らためてきちんと教育や啓発
の現場で取りあげることが法
律で明記すること。

この法から学ぶことは、差別
の厳しさが差別の現実を隠すの
は部落問題だけではなく、社内
でのセクハラ・学校でのいじ
め・LGBT問題もそうであり
ます。差別の現実を正しく受け
止め、なくす取り組みをするこ
とが重要です。

最後に、人間の営みが差別を
創りあげてしまったのだから、
人間の営みによって差別はなく
なります。私たちの知識や認識
は、学校教育や行政による啓発
によってのみ形成されているの
ではなく、むしろ大部分は日常
生活を過ごすうえでの様々な情
報や経験によって築かれていま
す。そして日常生活の中で流れ
ている部落問題に関する情報
は、間違っていたり、偏見に満
ちていたりすることが多くを占
めています。つまり、学校教育

や行政による啓発を行わないと
いうことは、多くの人が部落問
題を知らなくなるのではなく、
部落問題を差別的に知ってしま
うことを意味します。やはり学
習を通じてこそ差別の現実を理
解されます。「町民の皆さんが
住んで良かったと思う住民参画
の差別のないまちづくりに取り
組んでください。」と締めくく
られました。



講演後、3つの会場に分かれ、
分散会を行いました。

鳥取県東部地域の公共交通を利用しましょう！

鳥取県東部地域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）では、公共交通を利用してもらうため様々な取組を実施しています。皆さんに便利で役立つ情報を紹介します。

便利なバス検索システム

「バスネット」

鳥取大学が開発した「バスネット」(<https://www.kisak.jp/>)は携帯電話やパソコン、スマートフォンで利用できる路線バス・鉄道の検索システムです。経路検索や乗換の情報を表示するだけでなく、バスロケーションシステムによって路線バスの現在位置を表示できます。リアルタイムのバスの時刻がわかり、非常に便利です！

みんなにやさしい乗り物

「UDタクシー」

「UDタクシー」は、健康な人はもちろん、足腰の弱い人や車いす利用者、ベビーカーを利用する人、妊娠中の人など誰もが利用しやすい一般のタクシーです。黄色い車体の「UDタクシー」は、鳥取県内では新たな

公共交通として平成28年度から導入されています！

路線バスのお得な乗車券

日ノ丸自動車と日本交通の路線バスが利用できる「グラウンド70（70歳以上限定定期券）」など、高齢者が対象のお得な定期券を販売しています。また、「鳥取藩のりあいばす乗放題手形」は3日間県内の路線バスが『乗り放題』になり、観光などでバスを使う人にはおすすめです！

【問合せ先】 日本交通㈱

☎0857・23・1122

日ノ丸自動車㈱

☎0857・22・5155

多くの人が公共交通を利用しやすくなる環境づくりに取り組んでいきます。

是非、この機会に公共交通を利用してみましょう！

【問合せ先】

鳥取県東部地域公共交通活性化協議会
(鳥取県地域振興部
交通政策課)



☎0857・26・7100

無料で点検という言葉に注意を！ その場で契約することは危険！

無料点検に来たと言って来訪し、「カビが発生している」「工事をしないと危険」などと言つて、商品やサービスを契約させる「点検商法」が全国で確認されています。

点検後に消費者の不安をあらわして契約させたり、契約されたところを言ったりして工事などをさせる手口です。一度契約すると、次々と別の契約を迫られるケースもあります。

業者は、勧誘の際には、販売が目的の訪問であることを消費者に明示することが法令で義務付けられています。

トラブル事例

以前、自宅に訪れた業者から勧められ、配管クリーニングを依頼したことがあった。その業者が、風呂と床下を無料点検すると再び来訪した。無料ならと承知したところ、「基礎がずれている、補強工事をしないと家が駄目になる」と工事を勧められ、高額な契約をしてしまった。

クーリング・オフがしたい。

アドバイス

・業者が不安をあらわすことを言ったり契約を急がせたりしてもすぐに契約はせず、知り合いの業者や信頼の置ける業者に見てもらい本当に危険な状態なのか、工事が必要かを確認しましょう。

・「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要がない場合はきっぱりと断りましょう。

・契約後や工事完了後でもクーリング・オフや契約の取消しができる場合があります。

・困った時は、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

【問合せ先】 総務課

☎75-4111

鳥取県消費生活センター
東部消費生活相談室

☎0857-26-7605